



島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 189 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病の疑似患畜の発生の届出	（食料安全推進課）	2
家畜等の移動の制限	（ ” ）	2

告 示**島根県告示第711号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、疑似患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約23,300羽	安来市赤江宮須	平成22年11月29日	採卵鶏

島根県告示第712号

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年島根県規則第101号）第5条の規定により、島根県安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、平成22年11月30日から当分の間、次の区域における家畜等の移動を制限する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

2 区域

松江市意宇町、大井町、大海崎町、上宇部尾町、竹矢町、福富町、富士見町、馬潟町、馬潟町富士見ヶ丘、矢田町、八束町江島、八束町遅江、八束町亀尻、八束町寺津、八束町入江、八束町波入、八束町波入延若、八束町二子、八束町馬渡、八幡町、八束郡東出雲町出雲郷、意宇南、今宮、揖屋町、春日、上意東、下意東、須田、錦新町、錦浜、安来市赤江町、赤碕町、荒島町、飯梨町東飯梨町、飯生町、今津町、岩舟町、植田町、宇賀荘町、恵乃島町、大塚町、折坂町、柿谷町、門生町、上坂田町、上吉田町永源寺、亀島町、神庭町、吉佐町、清井町、清瀬町、清水町、切川町、久白町、九重町、黒井田町、佐久保町、実松町、沢町、汐手が丘、島田町、島田町須崎町、下坂田町、下吉田町、新十神町、早田町、田頼町津田平町、月坂町長谷津町、利弘町、鳥木町、中海町、中津町、西赤江町、西荒島町、西恵乃島町、西松井町、野方町、能義町、伯太町安田、飯島町、東赤江町、日白町、広瀬町石原、広瀬町富田新宮、広瀬町広瀬旭町、広瀬町広瀬栄町、広瀬町広瀬新市町、広瀬町広瀬目谷、広瀬町町帳、古川町、穂日島町、南十神町、宮内町、安来町、吉岡町